

持続可能な国民健康保険制度の確立及び財政措置を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年12月17日

提出者

22番 土屋 美恵子

2番 蔵野 恵美子

4番 小野 正二

9番 高野 恒一郎

15番 小美濃 安弘

18番 山本 ひとみ

武蔵野市議会議長 与座 武 殿

持続可能な国民健康保険制度の確立及び財政措置を求める意見書

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤として国民の生活を支える重要な役割を担っている。しかしながら、高齢化の進展や医療の高度化による保険給付費の増加などにより、市町村国保会計は一般会計から多額の法定外繰り入れを行うなど、極めて厳しい財政運営を強いられている状況にある。

こうした状況の中、国においては、社会保障と税の一体改革が進められ、平成 25 年 12 月には「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、国保の保険者・運営等のあり方など、医療保険制度改革の方針が示された。

これにより、国保制度の都道府県単位化が大きく前進したところであるが、国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度とするためには、現在の国保の構造的な諸問題を解決するとともに、将来的に全ての医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革が必要である。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、長期に安定した制度の確立を図るため、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国民健康保険の都道府県単位化にあたっては、保険料（税）の均一化等による被保険者負担の増加に対する激変緩和措置を適正に図るとともに、現在の国民健康保険事業の累積赤字を円滑に処理できるよう財政措置を講じること。
- 2 市町村国民健康保険への国庫負担割合を引き上げ、市町村国民健康保険の財政基盤の拡充・強化を図ること。
- 3 低所得者層に対する保険料（税）の負担を緩和するため、保険料（税）軽減措置のさらなる拡充を図ること。
- 4 制度改正にあたっては、事務の簡素化・効率化を図るとともに、電算システム改修経費等による保険者負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。
- 5 被保険者の資格喪失後受診について、被用者保険者から国保保険者への通報を制度化し、過誤レセプトの保険者間調整が行えるよう法整備を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 日

武蔵野市議会議長 与 座 武

参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

— あて